

## ★令和6年度からの主な変更事項

1. 年間行事計画書の行事・活動の実施日、会場、人数変更は変更届の提出は不要とする。  
(ただし名称の変更は前日までに提出が必要  
新たに行事の追加の場合も前日までの提出が必要)
2. 医療共済の「往復中」とは  
住居の家屋を出たところとする。(以前は敷地を出た所)  
解散場所から被共済者の住居ではなく定期的に特定の場所に行く場合も往復中とする。(事前に管理者に報告)  
(特定の場所から自宅までは対象外)
3. 交通事故支払対象となる場合がある。  
(健康保険等を使って治療を受けた場合に限る)
4. 3に伴い「個人情報の取扱いについての同意書」専用のものとなる (<共済様式>22-2)

★令和7年度からの主な変更事項

- 1.他の都道府県からの転入はすべて新規加入として  
手続きをする（200円の徴収となる）
- 2.ネット加入の加入者情報は氏名・年齢のみで可
- 3.自転車保険の新規加入は行わない（更新のみ）

★その他

安全共済会の加入は令和8年度からは原則ネット加入と  
となる

県子連への振込用紙

黄色 安全共済会費用

白色 市町子連会費等用